

## 随意契約理由書

発注案件名	九段第3合同庁舎 次期労働保険適用・徴収システム機器設置に伴う電気等工事	要求部署名	労働保険徴収部
発注（契約）内容	次期労働保険適用・徴収システム機器の電源及び設置スペースの確保		
発注（契約）案件の要求理由	厚生労働本省により次期労働保険適用・徴収システムの実地検証を行うパイロット局に指定され、現行労働保険適用・徴収システムと平行して稼働させる必要があるため。		
契約金額	¥1,522,500	契約年月日	平成21年9月7日
契約業者名及び住所	(株)シミズ・ビルライフケア(港区芝浦1-2-3 シーバンスS館)		
随意契約の理由	九段第3合同庁舎はPFI事業者によって運営されており、庁舎内の工事についてPFI事業者より当該業者を指定されているため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び積算内訳	予定価格	-	
見積書徴収状況	1社(業者指定)		
その他特記事項			